

理由があるとしても、飛行訓練については、今後、このようなものか、なし崩しにならないように、ということも要望しているわけです。連名で各関係市町村の方が出しておるわけですが、それについての努力はします、というところでございます。

要するに、各隣接市町としては、これはもう当然、どうあるとも、このような意思を決定してまいりますので、当然、なし崩しにされても困る、ということは強調すべき問題でありまして、これについては、特に強く、そういった要望はしております。以上です。

○十二番（松山清君） 福祉については、ぜひ、そろそろ水道やNHKなどと協議しまして、そういうスペースに、時間を取らなくても申請できるような方法は、御検討いただきたいと思います、と思えます。

それから、その他、福祉タクシーなどについてありますが、こういうものは、よく内容を検討していただくとして、こういう漏れておる方については、ぜひ受けられるような形で指導と言いますか、知らせるような形でやっていただきたいと思います、と思えます。そういうことを強く要望しておきます。

今後、またの機会に、そういう結果につきまして、実績と言いますが、そういうものを別の機会に聞くようなことがあれば聞きたいと思えます。それから、基地の方ににつきましては、そうしますとあれですか、先ほどもう言っていますけれども、要請はしたと。要請文から、回答は別に求めている、確かに回答するような形ではないと思えますけれども、そうすると、要請はした、だけど、引き続き同じような訓練はやる——それが回答ですね、言ってみれば。要請が何かあったって、知らんよと。また同じことをやりますよと言ってやった——これが回答ですね、ある意味では。どんな文章よりも、最も確かな回答ですね、同じことを繰り返してやるわけですから。それに対して、私はなぜ今まであれだけ強い要請をやって、また同じ訓練がされておるのに、まだ口頭くらいで終わってしまふのか、ということも聞きたいんです。こんなことをやったなら、いつジェクトが飛んでくるかわからないわけです。プロペラでこんな程度かと。じゃあ、艦載機、ジェクト飛行機も飛ばしても大丈夫ではないか、というふうなことになるか、わかりません。現実

に厚木の場合にはやられて回ってしまいます。訓練場所には千葉県の方に来てやっていただくわけですが、千葉県の方面で火の手が上がって、かなり抗議と言います。自治体ぐるみで抗議をされてします。一方、横田でそんなことを絶対にかいように言われてしまうわけですが、しかし、こういう状況が続いていけば、可能性としてなきにしもあらずです。一方、艦載機の数は、どんどんふえてくるわけです。来るべきは、ふえるというところはあり得ることなわけです。可能性としては残されてしまうわけです。そういうことをないようにするためにも、ひとつそれは断固としてやっていただくたい。ただ、今までお聞きしてしますと、どうもまだ、いま、そういうあれで臨んでいかんじやないかという気がしてならないんですが、その点について、最後に結論を聞かせていただきたいと思えます。それから、先ほどの基地の問題で、事故のこともなっていますけれども、聞かせてみるという考えはお持ちではないんですか。聞い合わせてみるはどうですか。これは、たれが見ても、事故が起きたというところはわかるわけです。たれが見ても事故が起きたというところであれば、これは通知があったてなくたってわかるわけです。そういう大きな事故に至る前兆のいろいろな事故が起きていくというところが問題にされてしまうわけです。そういう点では、聞い合わせてみる必要があるし、そのことを一つ、事故が起きないようにというところで、一言、もの申しておいた方がよろしいんじゃないかと、そういうふうにしたいなと思います。それと、もう一つ、チームスピリットのことについては、これらの訓練が、何の一片の通知も来ないというところについて、大変な問題だと思えます。すし、そういう点についても、再度、市長の方から、何で通告をしないのかというのを聞い合わせていただきたいと思えます。それから、ちゃんと前後しますけれども、艦載機の訓練も、やはり今後、オーストラリア、そういう通告があって、艦載機の訓練があつては、つらさを感じても、そういうものか、あつてはならないですけれども、もしそういう事態になったら、オーストラリアと正確に、飛行状況などを計測し、つかんでいただくたいと思えます。そのことについて最後に要約して

はわかるわけです。たれが見ても事故が起きたというところであれば、これは通知があったてなくたってわかるわけです。そういう大きな事故に至る前兆のいろいろな事故が起きていくというところが問題にされてしまうわけです。そういう点では、聞い合わせてみる必要があるし、そのことを一つ、事故が起きないようにというところで、一言、もの申しておいた方がよろしいんじゃないかと、そういうふうにしたいなと思います。それと、もう一つ、チームスピリットのことについては、これらの訓練が、何の一片の通知も来ないというところについて、大変な問題だと思えます。すし、そういう点についても、再度、市長の方から、何で通告をしないのかというのを聞い合わせていただきたいと思えます。それから、ちゃんと前後しますけれども、艦載機の訓練も、やはり今後、オーストラリア、そういう通告があって、艦載機の訓練があつては、つらさを感じても、そういうものか、あつてはならないですけれども、もしそういう事態になったら、オーストラリアと正確に、飛行状況などを計測し、つかんでいただくたいと思えます。そのことについて最後に要約して

おまにと思ひます。

○議長（末次性男君） あと、五分程度です。答弁をお願いいたします。

○市長（田村匡雄君） 自席から答弁をさせていただきます。

訓練をしないでほしいと言うか、そういったような要請と、いふことだと思ふんですけれども、現実にはやはり、私もいろいろと、防衛施設庁、それから外務省、それらの所に行きまして、いろいろと、こういった問題も、要請と言うんですか、ただ、いろいろなことでも話し合いの場をつくっていただかしてやっておりますけれども、やはり前々から申し上げておる通り、条約によってできておるんで、なかなか、これがむずかしいんだという、とておこしまして、過日は、防衛庁長官にも、そういったようなことを、現実には要請をしておりますわけでございます。

それから、今後事故が、そういったことが聞いた、あった場合には、すぐ知らせるといふようなことを要請したらどうかといふことでござい

ます。もうろん、この件につきましては、前々から私も、事故があったら、すぐ知らせてほしいといふことは言っております。今度、何か、そういったうわさ等がござましたら、連絡をして確かめてみたいといふふうに考えております。

それから、チームスピリットおの件でござりますけれども、やはりこれもさっき申し上げたとおり、軍の関係でござります。私もまだけではなかなかどうしようもないといふことで、非常に残念ではございますけれども、現在の福生の置かれておる立場というところは、そのように考えておるわけでござります。よろしくおつ、御理解をいただきたいと思います。

○十二番（松山清君） 時間がありますので、最後に一つだけ申し上げたいと思ひます。

今後、艦載機の訓練などというものは、絶対になくするようにしたい。たまたまいんですけれども、もし何かある場合には、はつと正確にそのデータを掌握してほしいといふことを申し上げたいと思ひます。

も、それにいつてはどうでしょうか。それを最後に一つお聞かせいただきたいと思つす。

○市長（田村匡雄君） 自席からお答えします。

艦載機と言われますと、いろいろと機種があるかと思つすけれども、現在のところにつては、御存じのようにジェット機ではございませんので、そういうようなことで、前々から、横田基地を取り巻く人口密度が七十万の所で、そういう危険なジェット機の演習等は、絶対に固まらうことは、これは前からもお話してゐるとおり、四市二町の首長等で、行つまして要請してゐるわけでございます。これ防衛施設庁についても非常に考へておりました。戦闘機等は訓練をさせないといふことを言つておりますので、私もそれだけでも書類等でお出すようなことも申し上げたくは思つすけれども、一応、現在も口頭では、もう申し入れはしてあるわけでございます。

○議長（末次性男君） 次に十一番 原敏子君。

（十一番 原敏子君 登壇）

○十一番（原敏子君） 一般質問をさせていただきます。

まず一点目、老人保健法についてお尋ねいたします。

老人保健法が施行され一ヶ月たちました。入院、治療制限をす

る老人保健法について、市長の見解をお尋ねいたします。

医療と保健衛生からなる老人保健法は、医療の分野だけか

をしただけでなく、お年寄りを病院から締め出す、このようなことが

日を追つて深刻になってきています。これは七十歳以上のお年寄り

の治療を制限し、入院を抑制するものだからです。あるお年

寄りは、「受け皿のないままに病院から締め出されればどうなるの

か。かけから突き落とされようになる。高齢者は早く死んでし

るんといふことにつながる」と、怒りを持っています。また、お年寄り

たちが、病院から退院をおめられたり、入院を拒まれるケースが

各地で続出しています。夫婦二人とも病気で倒れたり、一人暮

らして動けなくなつたお年寄りでも、病院が受け入れてくれないとか、

七十歳以上のお年寄りには退院してほしいと言われた。――うう、ことが
後と絶ちません。

七十歳以上のお年寄りの入院は、期間が長くなればなるほど
保険から病院への支払が少なくなります。点滴注射料は、外
来から一日一回、七百五十円ですが、入院のお年寄りだけは二百円、
七十歳を超す人が入院患者の六割以上を占める病院では、耳
や目、鼻などの処置は、幾らやっても一ヶ月三百円です。治療
上、幾ら必要があっても、お年寄りについては検査料が月一千五百
円、注射料も月一千円に抑えられております。心電図検査も
月一回に制限されています。

このため、病院が必要な治療を施せば施すほど赤字になる
仕組みです。それを免れようとすれば、お年寄りを病院から
追いつけなくなりません。老人を病院から追いつけた後の体制は
ありません。しかも、厚生省の告示は、家庭的事情等によ
る長期入院を廃するとして、家庭の事情で退院の困難な

ときは、病院が患者の住む市町村長に通知をするように義務
付けています。通知を受けた市長は、何らかの措置をとり、退
院させなければなりません。

以上述べてきましたように、老人保健法の中身はとも大変
なものです。七十歳以上のお年寄りの、とだけでは済まされな
問題を幾つもはらんでします。どの家庭にも親がいます。こんな
悪法が、いからも継続されればされるほど、家庭崩壊が進むこと
は間違いない。さまざまな困難を乗り越えてこられたお年寄りに、
これでは早く死ぬというばかりの措置です。市民の命と暮らし
を守るべき市長として、このような老人保健法についてどのように考えら
れているか、まず一点お尋ねいたします。

二点目に、寝たきり老人や、所得の低いお年寄りの医療費の
本人負担分、月四百円、入院費の一日三百円を、市が肩がわりし、
市内のお年寄りの命を、積極的に守る考えがあるかどうかお尋ね
いたします。

三点目に、厚生省の告示では、家庭の事情で退院の困難なとき、市長は何らかの措置をとり、退院させなければならぬとあり、すわ、この措置とは、どのような措置なのかお尋ねしたいと思ひます。

二つ目に、非核宣言都市についてお尋ねいたします。

米ソを中心とした核軍拡競争の引き続く激化、レーガンアメリカ政権による限定核戦争計画の積極的遂行、これに対する日本政府の加担や協力と大軍拡、軍国主義復活への危険な動きのため、国民は、いよいよ日本の核戦場化の危険にさらされつつあります。

こうした情勢のもとで、国民の間に、反核・平和の運動が大きく高まり、草の根運動が広がりつつあることは当然です。福生市は、こうした中で一番危険な状況に置かれています。また、当市は、米軍横田基地によって、町の繁栄や発展が阻まれ、子供たちへの生活環境も悪化しています。しかも、この横田基

地には、核が持ち込まれているという疑惑もあります。

ソ、こうした国民的世論と運動の高まりを反映して、全国各地の地方自治体で、非核都市宣言が行われつつあります。昨年十月の資料で見ますと、三多摩二十六市のうち、八王子市、日野市、東大和市、清瀬市、東久留米市、小金井市、保谷市、武蔵野市、三鷹市、狛江市、そして昭島市など、十一市が非核都市となることを宣言してまいります。

米軍横田基地に、市の総面積の三分の一を占められ、日々、危険が鬼や、基地公害を大きく受けている福生市こそ、早急に非核宣言をすべきではないかと考えるものです。市長の見解をお尋ねいたします。

三点目に、教育行政について、現在の子供たちを取り巻く状況についてお尋ねいたします。

子供のしつけ、教育をどうするのか、中学生の暴力、非行事件が深刻な社会問題となっています。新聞やマスコミで取り上げられ

い日がないくらい、全国各地で、さまざまな非行や暴力事件が後を絶ちません。子供の非行を報道する記事を見るほどつらいことはありません。幼い子供にまで及んでいる非行、少年の自殺、目に余る校内暴力の問題に心を痛めます。受験地獄と言われるもとで、子供たちは、知る楽しさや学ぶ喜びを失っています。思いっきり遊び、スポーツを楽しむ場所も友もなく、受験のための塾・通学を強いられて、子供はまさに、この社会の犠牲者とも言えます。

非行、暴力から子供を守り、平和な民主教育のもとで、子供たちに、生きる希望と力を与えることが、できるように、父母や教職員、市民が力をあわせて運動が必要であり、すでに取り組まれています。子供は学ぶ、親は学ばせ、教師は父母の信託を受けて教える、この三つこそ、教育における国民の権利だと思います。教師と親、子供がばらばらでなく、しっかりと離れないことが大事です。行政は、教師や子供たちへの管理体制を強化し、誤った道徳を振りかざすのではなく、非行克服の父母や教師の真剣な取り

組みを励まし、評価していかねばならないと思います。そして、子供たちも、よりよい教育が受けられるような教育施設の充實を図るとともに、落ちこぼれをつくらぬ教育をすることが必要と考えます。全教職員が一致協力して、学校ぐるみ、父母と教師の協力で、地域ぐるみの非行の防止、克服に取り組むことが大切ではないでしょうか。

こうした、子供を取り巻く状況の中で、行政は積極的な対策が必要と考えますが、どのように考えられていますか、質問いたします。以上、三点にわたり、私の一般質問といたします。

(市長 田村匡雄君 登壇)

○市長 (田村匡雄君) 原議員さんの御質問にお答えします。

老人保健法について、一括でお答えいたします。

老人保健法は、さまざまな問題を今迄みながらスタートしたわけですが、私は長期的な観点に立って見つけていく必要があると考えております。昭和五十八年度の老人医療に伴う一

部負担金の軽減については、現在、考えておりませんが、すでに申し上げておりますように、負担額も無理のない範囲であり、市民も健康への自覚を強めるとともに、適切な受益者負担金により、市と市民が協力しながら、望ましい医療体系を確立していく必要が、せひとも必要であると考えているからであります。

また、御指摘の、老人に対する厳しい医療制度につきましては、従来、一部に見られたと言われる点滴漬けや検査漬けに対する反省措置として生まれたものと思っておりますが、現在、いまままで処置が変わらない特例病院許可制度受け付けも実施されておられ、これらの結果を見る必要があると考えます。

今後も、国や都、市町村が総合的に検討を進めていくべき問題であると考えております。

次に、ただいま御指摘の非核都市宣言についてお答えいたします。核問題につきましては、昨年六月議会において、非核三原則堅持に関する意見書を議決したこともありまして、核をつくらず、

持たず、持ち込まずという非核三原則は、人類共通の願いでもあります。わが国の願いでもあります。基本的な立場もあります。

こうした中において、趣旨内容については、十分理解するものであります。宣言については、現在のところ考えておりませんが、御理解を願いたいと思っております。

教育行政については、教育委員会から答弁をいたさせていただきますので、よろしく願います。

○教育次長（八木房雄君） 自席からお答え申し上げます。

先ほど、小林議員さんからの御質問にもお答えした校内暴力というふうな問題についてお話し申し上げたんですが、積極的な対策はどうかというふうなお話でございますが、教育長からも先ほど御説明は申し上げましたが、教育委員会としては、指導目標をつくりまして、今後、生活指導、進路指導の徹底を図ってまいります。御説明をしたわけでございます。

特に、お話があったとおり、父母、地域社会、近隣学校及び関係

諸機関との連携を密にして、児童生徒の健全育成に努める
とともに、問題行動を事前に防止する指導を徹底していくこ
とが必要であるというふうに考えております。

そこで、教育長も、新しい方針として、教育相談の充実、
教育相談の研修会等も回っておりますというふうに先ほど申し上
げましたが、それをおつけ加えますと、最近、校内暴力などの非行
問題が多く見られるので、児童生徒の健全育成の見地から、
教育相談的な省を持ち指導することが強調されてきています。
また、現在、教育相談員が、室長以下十二名おりますが、これが
全職員が相談員になって、いつでも……いたるようには、いまの教育
相談の方はエクスパートでございますが、この方々にも広く後輩の
指導をしていただきたいと思います。同時に、また教育委員会としても、
専門の先生等をお呼びいたしまして、研修会を開き、いつでも
いかにしても、どの教師でも相談に応じられるような態勢を整え
てまいりたいというふうに考えております。

昨日の校長、教頭の臨時会議におきまして、各中学校の先
生からも、またお話がありました。やはり、非行の問題は家庭が
一番大事なんだというので、特に言われております。やはり、子供
が帰ったらお母さんが家についてほしい、ということも言っております。そ
れでないと、非行の方へ走っていく例が多いと。やはり、非行の問題に
ついて調べてみますと、やはり家庭の不和とか、それから、親が無関
心とかいうような問題が多々見受けられるわけでございます。福生市
の青少年の動向調査の結果、子供たちの意見を聞きました。こ
の非行の問題については、親と子供の触れ合いが少ないという問題
が一位でございまして、また、子供が悪いことをしても親がしからないと
いうような問題。それから家庭内が円満でないというふうなテーマが
出ております。

これを参考に、教育委員会としても、今後、学校、全
職員と、また地域の方々、PTAとか、青少協の方々とか協力しなが
ら、非行問題について取り組んで、その防止を図ってまいりたいという

ふりに考えております。
以上、お答え申し上げます。

○ 福祉部長（須崎 准 君）

老人保健法も、まだできては、渾當に、つては、まだ何も言えない。

というような状況でございますけれども、厚生省の公衆衛生局の老人

保健部長からいろいろ、こりゃれたといふような指道^{さしだて}がされてゐるものか

いけません。それで見ますと、非常に、引き取ってもらふことのできないよう

な家庭から出る人ではなからうかと、こゝろでござます。そゝろ、家

庭に對しては、市町村に連絡を取るにと、いろいろとでています。

したかゝりをして、この連絡があった場合には、市町村は、家族への指導

をして、くんと、いうことか、一つでございます。

もう一つは、特別養護老人ホームなどへ入所措置をすると、これしか
ないのではなからうかと思ふ。

いれから一度に、在宅福祉というものが、この点からも重要視され、地域におきます、やはりボランティアによる助け合いの精神によつて、そういうチカラも、温かく見守っていただくというより、なにか必要に

な
て
く
る
と
思
ひ
ま
す。

社員等の派遣も、必要があればしていくといふことになるわけがあります。

以上でございます。

○議長（末次性男君）
、れより三時十分まで休憩いたします。

午後三時

休
憩

午後三時十三分開議

○議長（末次性男君）休憩前に引、続、会議を開、ます。

引き続き一般質問を行います。

○十一番（原敏子君）
それでは、自席から再質問をさせていただきます。

老人保健法について質問をさせていたいただきます。

いまの市長の答弁は、それなりに市長の言わんとして、いまとはちがいました。老人保健法について市長は、本日、施政方針演説をされましたけれども、この中にも書かれてありますように、この老人保健法の施行により、医療制度の見直しと……、こゝろくたりの中で、老人社会